

三ヶ日デイサービス 重要事項説明書

作成日 令和 6 年 4 月 1 日

1. 事業主体概要

事業主体名	オハナ
法人の種類	株式会社
代表者名	代表取締役 鈴木 市三
所在地	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑3664-21
資本金（出捐金）	1,000万円
法人の理念	介護保険に関わる様々な支援サービス提供を実施し、高齢社会の中で地域のニーズに応えられるよう事業展開します。
介護保険関連の事業	・(介護予防含む) 認知症対応型共同生活介護 ・(通所型サービス含む) 通所介護

2. 事業所概要

事業所名	三ヶ日デイサービス 指定通所介護事業所
事業所の目的	(株)オハナが開設する「三ヶ日デイサービス」が行う通所介護事業・第一号通所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護・要支援状態にある高齢者に対し利用サービスを提供することを目的とする。
事業所の運営方針	事業所の通所介護・第一号通所事業の従業者は、状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行なう
事業所の責任者	外山政揮
開設年月日	平成17年11月1日指定
保険事業者指定番号	静岡県 2277102899 号
所在地、電話・FA番号	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑2951-1 053-526-2951
利用定員	25人(第一号通所事業含む)
建物概要(権利関係)	構造:鉄構造 延床面積: 198.63m ² (60.19坪)
第三者による評価の実施状況	実施なし

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 浜松市北区、湖西市内一部 (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土 ※12/31～1/3を除く。 台風などの自然災害の発生により送迎の安全を確保する事が難しい時、及び新型コロナウイルス感染症等の発生時は、臨時休業とする場合がある
受付時間	月～土 8時00分～17時45分
サービス提供時間	月～土 9時00分～16時15分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護・第一号通所事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置

(2) 職員配置状況《 令和4年4月1日付 》

職種	勤務形態／配置人数	職種	勤務形態／配置人数
看護師・准看護師	2人以上	生活相談員	3人以上
機能訓練指導員	2名以上	介護職員	5名以上

5. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「消防計画」及び「BCPの作成」により対応します。
防火管理者	管理者 外山 政揮
防災訓練	年2回防災訓練を実施します。尚、訓練を行うに当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等、地域との連携を重視します。
防災設備	自動火災通報装置、非常時通報装置、消火栓、消火器など

6. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

7. 緊急時対応

ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかにご家族及び担当ケアマネジャーに連絡します。ご家族及び担当ケアマネジャーへの連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な措置をとります。また、事故発生時にはご利用者のご家族、市町村に対して連絡を行うなどの必要な措置を行い、賠償すべき事故が発生したときには、速やかに損害賠償を行います。

8. 送迎時における対応

■一人暮らしの方、若しくは送迎時にお一人になる時間が確実な方につきまして、

(1) いつもの様子と違う場合。(鍵が掛かっている、外から呼びかけても返答がないなど)

→いつもと違う様子が見受けられた時は、その時点で御家族様(担当ケアマネ)に連絡を入れます。ご家族様が遠方若しくは、仕事の都合で直ぐに駆けつけられない事も予測されますが、到着を待つことはせず、次のご利用者様宅や施設へ向かいます(連絡が繋がらない時も同様です)。

(2) 玄関は開いているが、玄関先から呼びかけても返答がない場合。(体調を崩された事により、万が一、意識消失等事態に陥っているかもしれない場合。)

→玄関より呼びかけに反応がなくても、玄関より上がって室内を確認することは致しません。その際も、御家族様(担当ケアマネ)に連絡は入れ、状況を説明いたします。

このように、送迎時において通常外の事が起きた場合は、他利用者様の安全確保のための対応をとらせて頂きます。
御理解の程よろしくお願ひ致します。

9. サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条参照)

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただかず、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙に関しては、事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) 金品等の受領について、施設に対してのお礼や、職員個人へのお礼等、金品や贈答品などは一切受け取れません。

(4) 利用者は、サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(5) 同居家族がインフルエンザやノロウイルス等に感染されている場合、既に本人も保菌している事があります。

本人に症状がなくても、その場合は利用を中止して頂く形をとっていますので、必ずご報告下さい。

その後の利用に関しては、改めてお伝えしますので、ご理解とご協力を願い致します。

(6) 台風や積雪による営業中止について。

台風による暴風警報発令時には、送迎に危険が生じると判断し、営業を行いません。あらかじめ、前日に判断が付けば、その時点でご連絡させて頂きます。しかし、前日では判断が付かず、当日の状況を見てご連絡する場合もあります。目安としては、午前7時30分の時点で暴風警報が出ていれば営業中止と致します。

また、積雪の場合ですが、こちらも当日の7時30分頃には、道路状況を鑑み、営業中止と判断いたします。

どちらも、当日という事で大変ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解とご協力を願い致します。

11. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- | | | |
|------------------------------|----------|------------------|
| ①日常生活上の援助、介護サービス | ②健康状態の確認 | ③送迎に係るサービス |
| ④入浴サービス | ⑤食事サービス | ⑥介護方法の指導(介護教室など) |
| ⑦相談、助言に関すること | ⑧排泄の介護 | |
| ⑨利用者の心身の活性化を図るために各種サービスを提供する | | |

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

<サービス利用料金（1回あたり）>

別表の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(2) 利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払いは、サービス利用後に、毎月25日までに前月分の請求書を発行させていただき、ご契約者の指定する口座より自動引落しとさせて頂きます。手続き中は、翌月分と合算請求させて頂きます。

(3) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

利用料金表【介護保険（自己負担分）】

※体調不良等により、2時間以上3時間未満の利用は4時間以上5時間未満の70/100単位です。

	7時間以上8時間未満	6時間以上7時間未満	5時間以上6時間未満	4時間以上5時間未満
要介護1	658 単位／日	584 単位／日	570 単位／日	388 単位／日
要介護2	777 単位／日	689 単位／日	673 単位／日	444 単位／日
要介護3	900 単位／日	796 単位／日	777 単位／日	502 単位／日
要介護4	1,023 単位／日	901 単位／日	880 単位／日	560 単位／日
要介護5	1,148 単位／日	1008 単位／日	984 単位／日	617 単位／日

【加算料金】

入浴加算（Ⅰ）	40 単位／日	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位／回
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総利用単位数×9.2% ※2		

※利用料金は介護度別単位数に

【入浴加算 40 単位】 【サービス提供体制強化加算Ⅰ 22 単位】

【介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※2】

を加え、地域単価（浜松市 7 等級地 10.14）を乗じた額の1割の金額になります。但し、一定以上所得者の場合は負担割合に応じます。

【要支援者料金】

・要支援1、事業対象者（週1回利用を基本とする）	1,798 単位／月	
・要支援2（週2回利用を基本とする）	3,621 単位／月	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援 1、事業対象者	88 単位／月
	要支援 2	176 単位／月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	要支援 1／要支援 2／事業対象者	総利用単位数×9.2% ※2

【その他（自費負担料金）】

食事代（昼夕食）	700円／回	リネン代（バスタオルや衣類等）	50円／回
特別食（糖尿等）	800円／回（特食）	マスク代（持参を忘れた場合）	30円／枚
おやつ代	100円／回	非該当者	1,840円／日
尿取パット、紙おむつ、リハビリパンツ	30円、100円、150円／各1枚	追加利用料金（支援1）	1,840円／日
レクリエーション 材料費等	必要時は都度文書にて通知いたします	追加利用料金（支援2）	2,500円／日

※3) 昼食を発注する関係から、食材料費（昼食代：700円、おやつ代：100円）をキャンセル料として徴収します。7
（当日AM：8時30分までに連絡がなかった場合）ただし、悪天候（台風や大雪等）により、送迎に危険が生じると判断し、利用中止した場合は発生しないものとします。

★お試し利用料（食事・おやつ代）800円のご負担をお願い致します。当日、事務所にて精算し領収書を発行致します。

【延長サービス利用料】

対応可能時間	延長料金
7:30～9:30	30分につき500円（15分は250円）
16:45～19:30	

※サービス提供時間外において、ご家族様の依頼がある場合のみ、延長料金を請求します。

※7:30～8:30の間、19:00以降の対応に関しての送迎は対応していません。ご家族様での送迎をお願い致します。

■以上の説明書の証として本書を2通作成し、利用者及び事業所は署名・押印の上、各自その1通を保有します。

12. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：外山 政揮（介護福祉士） ○受付時間 每週月曜日～土曜日（年末年始を除く）8:30～18:30 TEL/FAX（053）-526-2951
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	・浜松市役所 介護保険課 窓口（8:30～17:15） TEL（053）-457-2875 FAX（053）-450-0084 ・静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 窓口（9:00～17:00） 苦情専用の電話番号（054）-253-5590 ・湖西市役所 長寿介護課 窓口（8:30～17:15） TEL（053）-576-1212 FAX（053）-576-1220

令和 年 月 日

利用者 (住所)

(氏名) _____ 印

代筆者 (住所)

(氏名) _____ (続柄) _____ 印
(代筆理由)

身元引受人 (住所)

(氏名) _____ (続柄) _____ 印

事業者	(所在地) 静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑3664-21
	(名称) 株式会社 オハナ 代表取締役 鈴木 市三 印
事業所	(所在地) 静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑2951-1
	(名称) 三ヶ日デイサービス 管理者 外山 政揮 印